

弥生町三丁目周辺地区

防災まちづくりニュース



4月1日から不燃化特区の指定区域内で補助制度が始まります!!

中野区では平成 26 年 4 月 1 日から、東京都の「不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）」に指定されている弥生町三丁目周辺地区で、一定の要件を満たす老朽戸建住宅の建替えなどを行う場合の補助がスタートします！（補助期間は平成 32 年度末まで）

補助メニュー

- ① 老朽戸建住宅の建替え
個人所有の戸建住宅の建替え
- ② 老朽建築物の除却
老朽建築物を除却する など

補助金額

- ① 老朽戸建住宅の建替え
（最低 149 万～最高 892 万円）
- ② 老朽建築物の除却
（最低 84 万～最高 720 万円） など

※補助要件などは裏面をご覧ください

不燃化特区範囲図(弥生町三丁目周辺地区)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2500 分の 1 の地形図（道路網図）を複製・使用して作成したものである。
ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 25 都市基交測第 218 号 平成 26 年 1 月 21 日
(利用許諾番号) MMT 利用第 009 号-18 平成 26 年 1 月 21 日
(承認番号) 25 都市基街測第 220 号、 平成 26 年 1 月 10 日

以下のすべてにチェックがつく方は戸建建替え時に補助金の対象となる可能性があります！

- 現在対象地区内で、建替えを検討している
- 建替えるのは、自身が居住目的で所有している戸建住宅である
- 耐用年数の 2/3 を超過している建物である（裏面の表（※1）を確認してください！）
- 耐火建築物・準耐火建築物への建替えである
- 建替え後の建築物の主な用途が住宅である
- 老朽建物の除却工事着手から建替が完了するまで同一年度である



防災まちづくりマスコットキャラクター「トクン」

上記のすべてにチェックがついた方は、裏面の補助支援メニューをご覧ください！！

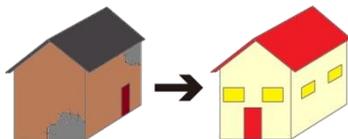
中野区 都市基盤部 地域まちづくり分野 弥生町まちづくり担当
TEL : 03-3228-8774 E-mail : tiikimatidukuri@city.tokyo-nakano.lg.jp
中野区 HP [弥生町まちづくり](#) で検索！！

補助支援メニュー

① 老朽戸建住宅の建替え

対象となる方

- ・建替え前の戸建住宅を所有し、居住目的で使用する人
- ・建替え後も床面積の 1/2 以上を居住目的で使用する人（法人は除く）



【補助の要件】

- ・建物が耐用年数の 2/3 を超過している など
- (※1) 下の耐用年数表をご覧ください

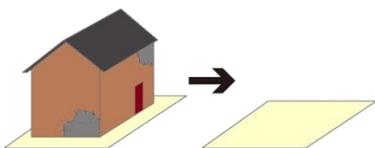
【補助の対象となる経費】

- ・建替え前の住宅の解体除却費
- ・仮住居費 など

② 老朽建築物の除却支援

対象となる方

- ・継続して 1 年以上建物を所有している人（法人は除く）



【補助の要件】

- ・昭和 56 年以前に建築された老朽建築物
- ・老朽建築物除却後 1 年以上更地として管理する など

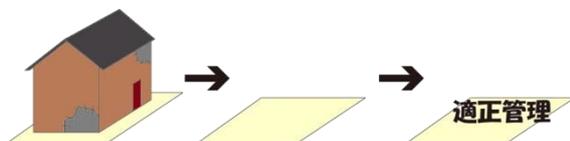
【補助の対象となる経費】

- ・建築物の解体除却費
- ・建築物の除却後の整地費

③ 土地管理補助(②に加え更地を適正に管理した場合)

対象となる方

- ・老朽住宅除却後の土地を所有する人（法人は除く）



【補助の要件】

- ・上記②の老朽建築物の除却である
- ・除却後の土地を所有者が管理する など

【補助の対象となる経費】

- ・仮柵の設置に必要な経費
- ・簡易舗装に必要な経費 など

補助金の詳しい内容についてはパンフレット、HP をご覧いただき、まずは弥生町まちづくり担当までご相談ください！（補助を受けるには建物の除却前に申請が必要になります）

(※1) 建物構造別耐用年数表

| 構造 | 耐用年数 | 耐用年数の2/3 |
|------------|--------|----------|
| RC造またはSRC造 | 47年 | 32年 |
| 鉄骨造 | 19~34年 | 13~23年 |
| 木造 | 22年 | 15年 |

固定資産税・都市計画税が減免されます

不燃化特区の指定区域内で、一定要件を満たす次の場合、申請により固定資産税・都市計画税の都税の減免が受けられます！

- ・木造家屋などから耐火建築物や準耐火建築物へ建替えた住宅
- ・老朽住宅を除却し適正に管理している土地

※詳しい内容については、固定資産税・都市計画税の減免のご案内、HP をご覧ください！

固定資産税・都市計画税の減免に関するお問い合わせは、中野都税事務所までお願いします。

中野都税事務所（固定資産税係） TEL：03-3386-1116

